

# 平成 23 年度 練馬区資源・ごみ排出実態調査（概要）

## 1 調査概要

### （1）調査目的

本調査は、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみおよび容器包装プラスチックの組成割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的とします。

### （2）調査期間

平成 23 年 9 月 5 日（月）～10 日（土）の 6 日間で実施しました。

### （3）調査地域

調査地域は、住居形態別に偏りがないう、戸建て中心地域、戸建て・低層集合住宅地域、中低層住宅・商業混在地域、商業地域・高層住宅地域から選定しました。

### （4）作業場所

東京二十三区清掃一部事務組合の光が丘清掃工場で実施しました。

### （5）調査方法

ごみ袋、レジ袋など、ごみを排出する外袋の種類と個数を把握し、1 個あたりの重量を測定しました。分類表に従いサンプルを 47 種類に分別し、品目ごとに重量を測定しました。

### （6）分析方法

可燃ごみは「資源化可能物」、「不燃物」および「処理困難物」を、不燃ごみは「資源化可能物」、「可燃物」および「処理困難物」を、容器包装プラスチックは「容器包装プラスチック以外の資源化可能物」、「可燃物」、「不燃物」および「処理困難物」を分別不適物とし、分別不適物が混入している割合を算定しました。このうち、「資源化可能物」が入っている割合を資源混入率として算定しました。

昨年度まで、汚れが落ちないまたは落とすにくい容器包装プラスチックも全て「資源化可能物」に分類して集計していましたが、食品残さを取り除くためには、切り開く必要があるものや小さくて難しいものなどは、区民の手間ひま等を考慮し、可燃ごみにするようにしています。こうしたことから、歯磨き粉やわさび等のチューブ、一辺が 5cm 以下のからし等のパック類などで汚れている容器包装プラスチックは、「リサイクル不可の容器包装プラスチック」として「可燃物」に分類しました。

項目		内容
資源化可能物	可燃系	新聞、チラシ、パンフレット、雑誌・書籍、ダンボール、紙パック、包装紙、紙箱、紙袋、その他の紙、繊維、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック
	不燃系	リターナブルびん、ワンウェイびん、スチール缶、アルミ缶、乾電池

## 2 可燃ごみ

45.0%を生ごみが占めています。

可燃ごみのうち最も多いのは生ごみで、45.0%を占めています。このうち賞味期限が切れた食品など利用せずに捨てられているものが1.5%です（右写真）。



資源化可能物が20.1%含まれています。

区が分別回収を行っている新聞・雑誌・ダンボールなどの古紙類、容器包装プラスチック、街区路線回収を行っているびん・缶・ペットボトルなど資源化可能物が20.1%含まれています。内訳は、紙類が14.3%、びんが0.2%、缶が0.1%、ペットボトルが0.4%、容器包装プラスチックが3.0%、繊維類が2.1%です。

なお、昨年度まで資源化可能物としていた容器包装プラスチックのうち、今年度から可燃物に分類したリサイクル不可の容器包装プラスチック（汚れが落ちないまたは落とすにくいもの）は、3.5%です。

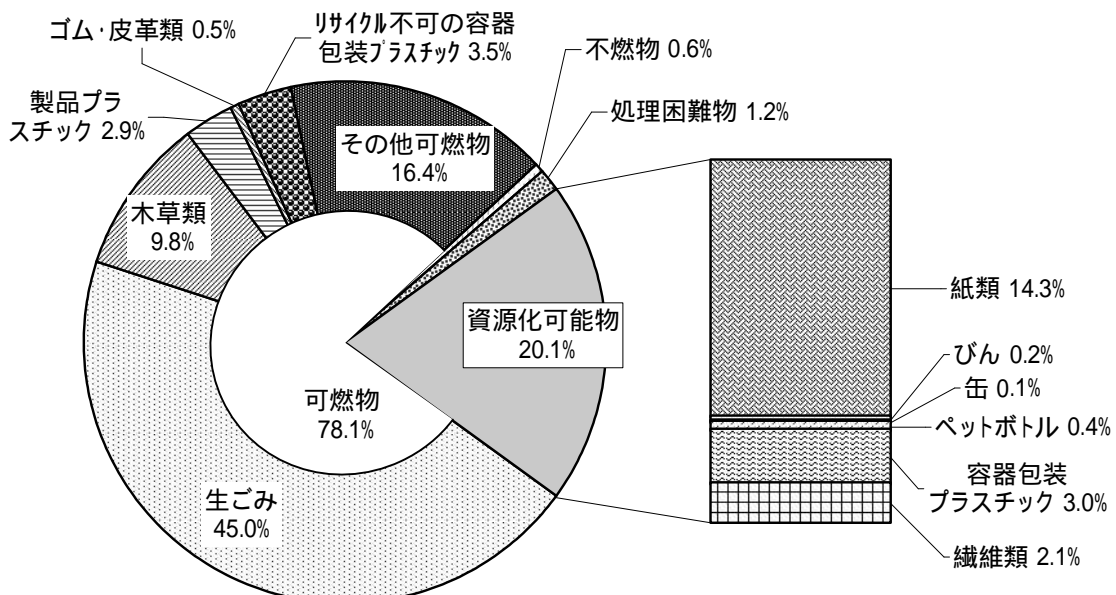
不燃物と処理困難物が合わせて1.8%含まれています。

不燃物が0.6%、処理困難物が1.2%含まれています。

分別が正しくないものが混入している割合は21.9%です。

平成22年度調査と比較すると、可燃物が78.6%から78.1%、資源化可能物が20.8%から20.1%、不燃物が0.4%から0.6%、処理困難物が0.2%から1.2%となっており、分別が正しくないものが混入している割合は21.4%から21.9%となっています。

（可燃ごみの調査結果）



### 3 不燃ごみ

資源化可能物が 18.5%含まれています。

資源化可能物が 18.5%含まれています。内訳は、紙類が 0.2%、びんが 11.1%、缶が 2.9%、ペットボトルが 0.6%、容器包装プラスチックが 2.3%、乾電池が 1.4%です。

可燃物が 10.3%含まれています。

可燃物が 10.3%含まれています。内訳は、生ごみなどの従来からの可燃物が 3.4%、平成 20 年 10 月から可燃ごみから変更になった製品プラスチックが 5.1%、ゴム・皮革類が 1.3%です。

また、昨年度まで資源化可能物としていた容器包装プラスチックのうち、今年度から可燃物に分類したリサイクル不可の容器包装プラスチック（汚れが落ちないまたは落とすにくいもの）は、0.5%です。

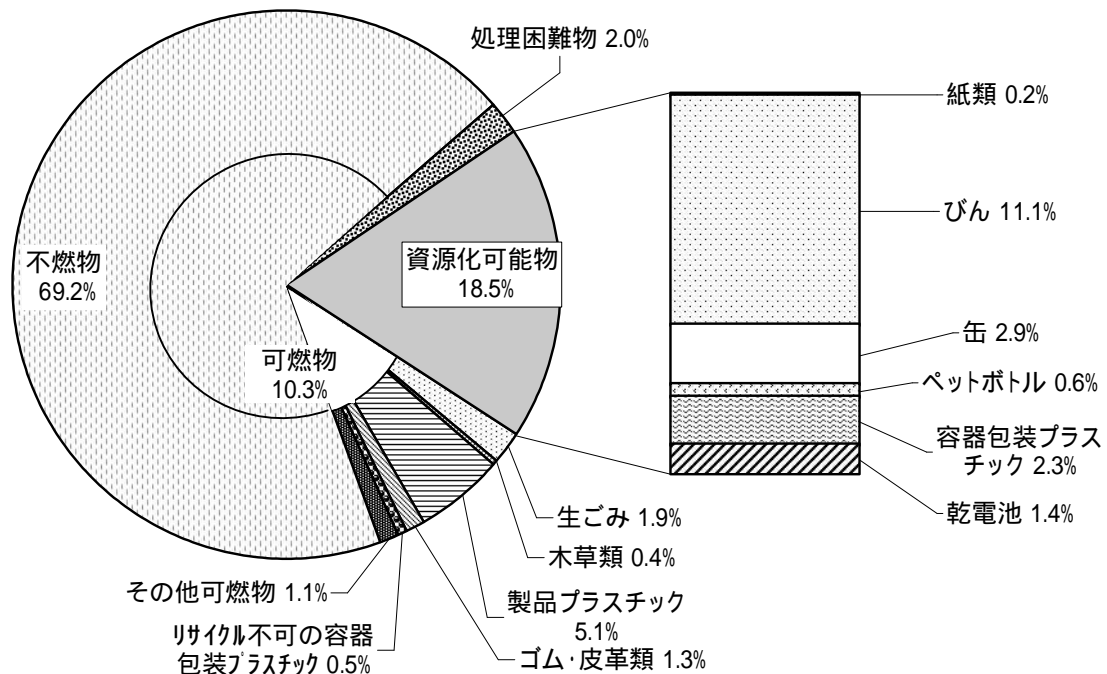
処理困難物が 2.0%含まれています。

中身の入ったスプレー缶・カセット式ガスボンベ・ライターなどの処理困難物が 2.0%含まれています。

分別が正しくないものが混入している割合は 30.8%です。

平成 22 年度調査と比較すると、不燃物が 62.0%から 69.2%、資源化可能物が 21.8%から 18.5%、可燃物が 13.8%から 10.3%、処理困難物が 2.4%から 2.0%となっており、分別が正しくないものが混入している割合は 38.0%から 30.8%となっています。

(不燃ごみの調査結果)



## 4 容器包装プラスチック

容器包装プラスチック以外の資源化可能物が 4.7%含まれています。

容器包装プラスチック以外の資源化可能物が 4.7%含まれています。内訳は、紙類が 1.1%、びんが 0.9%、缶が 0.3%、ペットボトルが 2.3%、乾電池が 0.1%です。

可燃物が 30.6%含まれています。

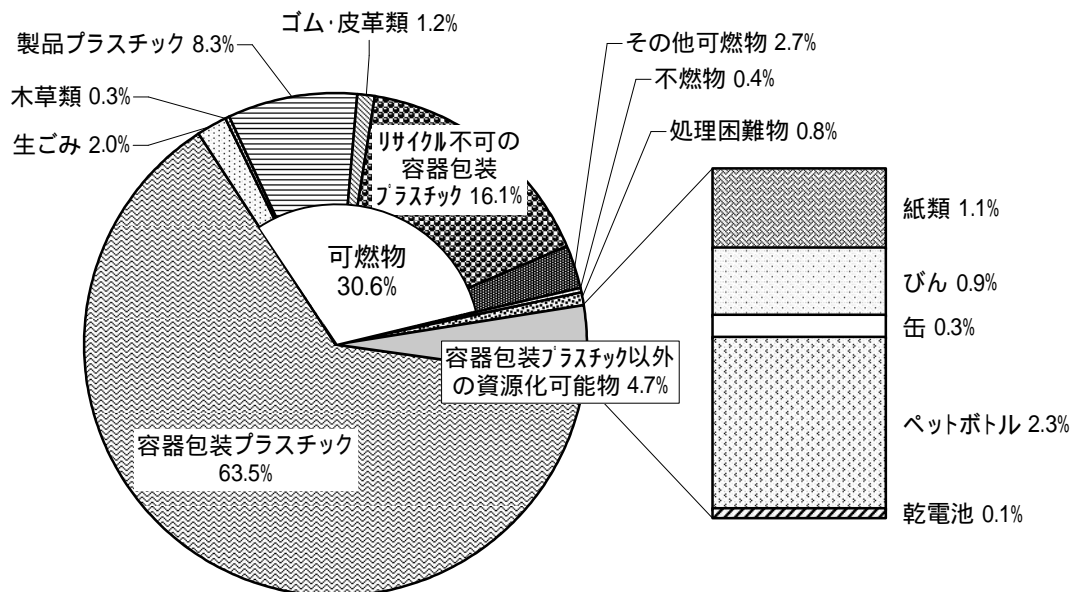
可燃物が 30.6%含まれています。内訳は、生ごみが 2.0%、木草類が 0.3%、製品プラスチックが 8.3%、ゴム・皮革類が 1.2%、その他可燃物が 2.7%です。

また、今年度から可燃物に分類したリサイクル不可の容器包装プラスチック（汚れが落ちないまたは落とすにくいもの）は 16.1%です。

分別が正しくないものが混入している割合は 36.5%です。

平成 22 年度調査と比較すると、容器包装プラスチックが 86.5%から 63.5%、容器包装プラスチック以外の資源化可能物が 3.8%から 4.7%、可燃物が 8.6%から 30.6%、不燃物が 1.1%から 0.4%、処理困難物は 0.0%から 0.8%となっており、分別が正しくないものが混入している割合は 13.5%から 36.5%となっています。

(容器包装プラスチックの調査結果)



平成 24 年 3 月発行

発行 練馬区 環境まちづくり事業本部 環境部 清掃リサイクル課  
〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 Tel 03-5984-1058 (直通)